

滋賀県公害防止条例および施行規則対照表（平成24年6月1日施行反映版）

<p>○滋賀県公害防止条例 昭和47年12月21日滋賀県条例第57号 改正 <u>平成24年3月30日条例第36号</u></p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第8条） 第2章 公害発生源の規制等 第1節 規制の基準（第9条） 第2節 <u>削除</u> 第3節 排出水の排出の規制等（第21条～第29条の11） 第4節 ばい煙の排出の規制（第30条～第37条の2） 第5節 拡声機による騒音の規制（第38条～第48条） 第3章 土壌の汚染の改善のための措置（第49条～第50条の7） 第4章 雑則（第51条～第54条） 第5章 罰則（第55条～第65条）</p> <p>付則</p> <p> 第1章 総則 （目的）</p> <p>第1条 この条例は、住民の健康で文化的な生活を確保するうえにおいて公害の防止がきわめて重要であることにかんがみ、事業者および県の公害の防止に関する責務を明らかにし、ならびに水質の汚濁および大気汚染に関する公害の発生源となる施設に関する規制その他公害防止のための措置を講じ、もって住民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。</p> <p> （定義）</p> <p>第2条 この条例において「公害」とは、事業活動その他の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる水質の汚濁（水質以外の水の状態または水底の底</p>	<p>○滋賀県公害防止条例施行規則 昭和48年3月24日滋賀県規則第10号 改正 <u>平成24年5月30日規則第47号</u></p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第8条） 第2章 公害発生源の規制等 第1節 規制の基準（第9条） 第2節 <u>削除</u> 第3節 排出水の排出の規制等（第15条～<u>第19条の4</u>） 第4節 ばい煙の排出の規制（第20条～第23条） 第5節 拡声機による騒音の規制（第24条～第29条） <u>第3章 土壌の汚染の改善のための措置（第29条の2～第29条の13）</u> <u>第4章 雑則（第30条～第33条）</u></p> <p>付則</p> <p> 第1章 総則 （趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、滋賀県公害防止条例（昭和47年滋賀県条例第57号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p> （用語）</p> <p>第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。</p>
--	---

質が悪化することを含む。以下同じ。)、大気の汚染、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘さくによるものを除く。以下同じ。)および悪臭によつて、人の健康または生活環境(人の生活に密接な関係のある財産ならびに人の生活に密接な関係のある動植物およびその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(特定施設)

2 この条例において「特定施設」とは、工場または事業場(以下「工場等」という。)に設置される施設のうち、次の各号のいずれかの要件を備える汚水または廃液を排出する施設であつて規則で定めるものをいう。

第3条 条例第2条第2項の規則で定める施設は、別表第1に掲げる施設とする。

(1) 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第2項第1号に規定する有害物質その他の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定める物質(以下これらを「有害物質」という。)を含むこと。

(水の汚染状態を示す項目)

(2) 水質汚濁防止法第2条第2項第2号に規定する項目その他水の汚染状態(熱によるものを含み、有害物質によるものを除く。)を示す項目として規則で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

第4条 条例第2条第2項第2号の規則で定める項目は、アンチモン含有量とする。

3 この条例において「指定施設」とは、水質汚濁防止法第2条第4項に規定する指定施設その他有害物質を貯蔵し、もしくは使用し、または有害物質および同条第5項に規定する油以外の物質であつて公共用水域(同条第1項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。)に多量に排出されることにより人の健康もしくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定めるもの(第29条の6第2項において「指定物質」という。)を製造し、貯蔵し、使用し、もしくは処理する施設として規則で定める施設をいう。

(ばい煙発生施設)

4 この条例において「ばい煙発生施設」とは、工場等に設置される施設でばい煙を発生し、および排出するもののうち、その施設から排出されるばい煙が大気の汚染の原因となるもので規則で定めるものをいう。

第5条 条例第2条第4項の規則で定める施設は、別表第2に掲げる施設とする。

第6条 削除

5 この条例において「指定有害物質使用特定施設」とは、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第2条第1項に規定する物質その他それが土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定める物質（以下「指定有害物質」という。）を、その施設において製造し、使用し、または処理する特定施設をいう。

6 この条例において「特定地下浸透水」とは、有害物質を、その施設において製造し、使用し、または処理する特定施設（以下「有害物質使用特定施設」という。）を設置する工場等から地下に浸透する水で有害物質使用特定施設に係る汚水または廃液（これらを処理したものを含む。）を含むものをいう。

7 この条例において「ばい煙」とは、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第1項に規定するものおよび規則で定めるものをいう。

(ばい煙)

第7条 条例第2条第7項の規則で定めるばい煙は、次に掲げるものとする。

- (1) 物の機械的処理に伴い発生するカドミウム、カドミウム化合物、鉛および鉛化合物
- (2) 物の燃焼、合成、分解その他の処理に伴い発生するアンチモン、アンチモン化合物およびフェノール

(事業者の責務)

第3条 事業者は、事業活動に伴って生ずる汚水、ばい煙、廃棄物等の処理等公害の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、県が実施する公害の防止に関する施策に協力する責務を有する。

2 事業者は、この条例に違反していないことを理由として、公害の防止について最大の努力をすることを怠ってはならない。

3 事業者は、物の製造、加工等に際して、その製造、加工等に係る製品が使用されることによる公害の発生を防止に資するように努めなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、公害の防止に関する施策を実施するほか、市町が実施する公

害の防止に関する施策に協力するものとする。

第5条 削除

(住民の責務)

第6条 住民は、県が実施する公害の防止に関する施策に協力する等公害の防止に寄与するように努めなければならない。

第7条および第8条 削除

第2章 公害発生源の規制等

第1節 規制の基準

(規制の基準)

第9条 次の各号に掲げる規制の基準は、規則で定める。

- (1) 特定施設を設置する工場等(以下「特定事業場」という。)から公共水域に排出される水(以下「排水」という。)の排水基準
- (2) ばい煙発生施設において発生するばい煙の排出基準

2 知事は、前項の規制の基準を定めるときは、あらかじめ、滋賀県環境審議会の意見を聞かなければならない。

第2節 削除

第10条から第20条まで 削除

第8条 削除

第2章 公害発生源の規制等

第1節 規制の基準

(規制の基準)

第9条 条例第9条第1項の規則で定める規制の基準は、次のとおりとする。

- (1) 条例第9条第1項第1号の排水基準は、別表第6に掲げるものとする。
- (2) 条例第9条第1項第2号の排出基準は、別表第8に掲げるものとする。

第2節 削除

第10条から第14条まで 削除

第3節 排出水の排出の規制等

(特定施設等の設置の届出)

第21条 工場等から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、次の事項(特定施設が有害物質使用特定施設に該当しない場合または次項の規定に該当する場合にあつては、第5号を除く。)を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 工場等の名称および所在地
- (3) 特定施設の種類
- (4) 特定施設の構造
- (5) 特定施設の設備
- (6) 特定施設の使用の方法
- (7) 特定施設から排出される汚水または廃液(以下「汚水等」という。)の処理の方法
- (8) 排出水の汚染状態および量
- (9) その他規則で定める事項

2 工場等から地下に有害物質使用特定施設に係る汚水等(これを処理したものを含む。)を含む水を浸透させる者は、有害物質使用特定施設を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 工場等の名称および所在地
- (3) 有害物質使用特定施設の種類
- (4) 有害物質使用特定施設の構造

第3節 排出水の排出の規制等

(特定施設等の設置等の届出)

第15条 条例第21条から第23条までの規定による届出は、特定施設等(有害物質貯蔵指定施設)設置(使用・変更)届出書(別記様式第6号)によつてしなければならない。

2 条例第21条第1項第9号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 排出水の汚染状態および量
- (2) 用水および排水の系統

<p>(5) 有害物質使用特定施設の使用の方法 (6) 汚水等の処理の方法 (7) 特定地下浸透水の浸透の方法 <u>(8) その他規則で定める事項</u></p>	<p>3 条例第21条第2項第8号の規則で定める事項は、特定地下浸透水に係る用水および排水の系統とする。</p>
<p>3 <u>工場等において有害物質使用特定施設を設置しようとする者（第1項に規定する者が特定施設を設置しようとする場合または前項に規定する者が有害物質使用特定施設を設置しようとする場合を除く。）または工場等において有害物質貯蔵指定施設（指定施設（有害物質を貯蔵するものに限る。）であつて当該指定施設から有害物質を含む水が地下に浸透するおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。</u></p> <p><u>(1) 氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、その代表者の氏名</u> <u>(2) 工場等の名称および所在地</u> <u>(3) 有害物質使用特定施設または有害物質貯蔵指定施設の構造</u> <u>(4) 有害物質使用特定施設または有害物質貯蔵指定施設の設備</u> <u>(5) 有害物質使用特定施設または有害物質貯蔵指定施設の使用の方法</u> <u>(6) その他規則で定める事項</u></p> <p>(経過措置)</p>	<p>4 <u>条例第21条第3項の規則で定める指定施設は、条例第2条第2項第1号に規定する有害物質を含む液状の物を貯蔵する指定施設とする。</u></p> <p>5 <u>条例第21条第3項第6号の規則で定める事項は、有害物質使用特定施設にあつては、その施設において製造され、使用され、または処理される有害物質に係る用水および排水の系統と、有害物質貯蔵指定施設にあつては、その施設において貯蔵される有害物質に係る搬入および搬出の系統とする。</u></p>
<p>第22条 一の施設が特定施設となつた際現にその施設を設置している者（設置の工事をしていない者を含む。）であつて排水を排出し、もしくは特定地下浸透水を浸透させるものまたは一の施設が有害物質使用特定施設もしくは有害物質貯蔵指定施設となつた際現にその施設を設置している者（当</p>	

該有害物質使用特定施設に係る特定事業場から排水を排出し、または特定地下浸透水を浸透させる者を除き、設置の工事を行っている者を含む。)

は、当該施設が特定施設または有害物質貯蔵指定施設となつた日から30日以内に、それぞれ、規則で定めるところにより、前条第1項各号、第2項各号または第3号各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(特定施設等の構造等の変更の届出)

第23条 前2条の規定による届出をした者は、その届出に係る第21条第1項第4号から第9号までに掲げる事項、同条第2項第4号から第8号までに掲げる事項または同条第3項第3号から第6号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(計画変更命令)

第24条 知事は、第21条第1項もしくは第2項の規定による届出または前条の規定による届出(第21条第1項第4号もしくは第6号から第9号までに掲げる事項または同条第2項第4号から第8号までに掲げる事項の変更に係るものに限る。)があつた場合において、排水の汚染状態が第9条第1項第1号に規定する排水に係る排水基準(以下単に「排水基準」という。)に適合しないと認めるとき、または特定地下浸透水が有害物質を含むものとして規則で定める要件に該当すると認めるときは、その届出受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造もしくは使用の方法もしくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更(前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)または第21条第1項もしくは第2項の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

2 知事は、第21条の規定による届出があつた場合(同条第2項の規定による届出があつた場合を除く。)または前条の規定による届出(第21条第1項第4号から第9号までに掲げる事項または同条第3項第3号から第6号までに掲げる事項の変更に係るものに限る。)があつた場合において、その届出に係る有害物質使用特定施設または有害物質貯蔵指定施設が第28条

(有害物質を含むものとしての要件)

第16条 条例第24条の規則で定める要件は、有害物質の種類ごとに水質汚濁防止法施行規則第六条の二に基づき環境大臣が定める検定方法(平成元年環境庁告示第39号)により特定地下浸透水の有害物質による汚染状態を検定した場合において、当該有害物質が検出されることとする。

の3の規則で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る有害物質使用特定施設もしくは有害物質貯蔵指定施設の構造、設備もしくは使用の方法に関する計画の変更（前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）または第21条第1項もしくは第3項の規定による届出に係る有害物質使用特定施設もしくは有害物質貯蔵指定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

（実施の制限）

第25条 第21条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、その届出に係る特定施設または有害物質貯蔵指定施設を設置してはならない。

2 第23条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、その届出に係る特定施設または有害物質貯蔵指定施設の構造、設備もしくは使用の方法または汚水等の処理の方法の変更をしてはならない。

3 知事は、第21条または第23条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前2項に規定する期間を短縮することができる。

（氏名の変更等の届出）

第26条 第21条または第22条の規定による届出をした者は、その届出に係る第21条第1項第1号もしくは第2号、第2項第1号もしくは第2号もしくは第3項第1号もしくは第2号に掲げる事項に変更があつたとき、またはその届出に係る特定施設もしくは有害物質貯蔵指定施設の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

（承継）

第27条 第21条または第22条の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設または有害物質貯蔵指定施設を譲り受け、または借り受けた者は、当該特定施設または有害物質貯蔵指定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

（氏名の変更等の届出）

第17条 条例第26条の規定による届出は、条例第21条第1項第1号もしくは第2号、同条第2項第1号もしくは第2号または同条第3項第1号もしくは第2号に掲げる事項の変更に係る場合にあつては、氏名等変更届出書（別記様式第8号）によつて、特定施設または有害物質貯蔵指定施設の使用の廃止に係る場合にあつては、特定施設（有害物質貯蔵指定施設）使用廃止届出書（別記様式第9号）によつてしなければならない。

2 第21条または第22条の規定による届出をした者について相続、合併または分割（その届出に係る特定施設または有害物質貯蔵指定施設を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人、合併後存続する法人もしくは合併により設立した法人または分割により当該特定施設もしくは有害物質貯蔵指定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

（承継の届出）

3 前2項の規定により第21条または第22条の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

第18条 条例第27条第3項の規定による届出は、承継届出書（別記様式第10号）によつてしなければならない。

（排水の排出の制限）

第28条 排水を排出する者は、その汚染状態が排水基準に適合しない排水を排出してはならない。

2 前項の規定は、一の施設が特定施設となつた際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の当該施設を設置している工場等から排出される水については、当該施設が特定施設となつた日から6月間（当該施設が規則で定める施設である場合にあつては、1年間）は、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となつた際既に当該工場等が特定施設を設置しているものであるとき、およびその者に水質汚濁防止法第12条第1項の規定が適用されているときは、この限りでない。

（特定地下浸透水の浸透の制限）

第28条の2 有害物質使用特定施設を設置する工場等から水を排出する者（特定地下浸透水を浸透させる者を含む。）は、第24条の規則で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させてはならない。

（有害物質使用特定施設等に係る構造基準等の遵守義務）

（有害物質使用特定施設等に係る構造基準等）

第28条の3 有害物質使用特定施設を設置している者（当該有害物質使用特定施設に係る特定事業場から特定地下浸透水を浸透させる者を除く。第29条の3および第53条第3項において同じ。）または有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該有害物質使用特定施設または有害物質貯蔵指定

第18条の2 条例第28条の3の規則で定める基準は、次条から第18条の7までに定めるとおりとする。

施設について、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備および使用の方法に関する基準として規則で定める基準を遵守しなければならない。

(施設本体の床面および周囲の構造等)

第18条の3 有害物質使用特定施設または有害物質貯蔵指定施設の本体（第18条の6に規定する地下貯蔵施設を除く。以下「施設本体」という。）が設置される床面および周囲は、有害物質を含む水の地下への浸透および施設の外への流出を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。ただし、施設本体が設置される床の下の構造が、床面からの有害物質を含む水の漏えいを目視により容易に確認できるものである場合にあつては、この限りでない。

(1) 次のいずれにも適合すること。

ア 床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料による構造とし、有害物質を含む水の種類または性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性および不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。

イ 防液堤、側溝、ためますもしくはステンレス鋼の受皿またはこれらと同等以上の機能を有する装置（以下「防液堤等」という。）が設置されていること。

(2) 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

2 有害物質使用特定施設のうち、別表第1第81項に掲げる施設であつて有害物質を使用する部屋全体が有害物質特定施設であるものに対する前項の規定の適用については、当該有害物質使用特定施設のうち、現に有害物質を取り扱う特定の場所を施設本体とみなして、同項の規定を適用する。

(配管等の構造等)

第18条の4 有害物質使用特定施設または有害物質貯蔵指定施設に接続する配管、継手類、フランジ類、バルブ類およびポンプ設備（有害物質を含む水が通る部分に限る。以下「配管等」という。）は、有害物質を含む水の漏えいもしくは地下への浸透（以下「漏えい等」という。）を防止し、ま

たは漏えい等があつた場合に漏えい等を確認するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

(1) 配管等を地上に設置する場合は、次のアまたはイのいずれかに適合すること。

ア 次のいずれにも適合すること。

(ア) 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。

(イ) 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。

(ウ) 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。

イ 有害物質を含む水の漏えいが目視により容易に確認できるように床面から離して設置されていること。

(2) 配管等を地下に設置する場合は、次のいずれかに適合すること。

ア 次のいずれにも適合すること。

(ア) トレンチの中に設置されていること。

(イ) (ア)のトレンチの底面および側面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料によることとし、底面の表面は、有害物質を含む水の種類または性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性および不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。

イ 次のいずれにも適合すること。

(ア) 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。

(イ) 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。

(ウ) 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。

ウ アまたはイに掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

(排水溝等の構造等)

第18条の5 有害物質使用特定施設または有害物質貯蔵指定施設に接続する

排水溝、排水ますおよび排水ポンプ等の排水設備（有害物質を含む水が通る部分に限る。以下「排水溝等」という。）は、有害物質を含む水の地下への浸透を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

(1) 次のいずれにも適合すること。

ア 有害物質を含む水の地下への浸透の防止に必要な強度を有すること。

イ 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。

ウ 排水溝等の表面は、有害物質を含む水の種類または性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性および不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。

(2) 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

(地下貯蔵施設の構造等)

第18条の6 有害物質貯蔵指定施設のうち地下に設置されているもの（以下「地下貯蔵施設」という。）は、有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

(1) 次のいずれにも適合すること。

ア タンク室内に設置されていること、二重殻構造であることその他の有害物質を含む水の漏えい等を防止する措置を講じた構造および材質であること。

イ 地下貯蔵施設の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、地下貯蔵施設が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。

ウ 地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設置することその他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること。

(2) 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

(使用の方法)

第18条の7 有害物質使用特定施設または有害物質貯蔵指定施設の使用の方法は、次の各号のいずれにも適合することとする。

(1) 次のいずれにも適合すること。

ア 有害物質を含む水の受入れ、移替えおよび分配その他の有害物質を含む水を扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、または地下に浸透しない方法で行うこと。

イ 有害物質を含む水の補給状況および設備の作動状況の確認その他の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること。

ウ 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、または生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること。

(2) 前号に掲げる使用の方法ならびに使用の方法に関する点検の方法および回数を定めた管理要領が明確に定められていること。

(改善命令等)

第29条 知事は、排水水を排出する者が、その汚染状態が排水基準に適合しない排水水を排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて特定施設の構造もしくは使用の方法もしくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、または特定施設の使用もしくは排水水の排出の一時停止を命ずることができる。

2 第28条第2項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

第29条の2 知事は、第28条の2に規定する者が、第24条の規則で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させるおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて特定施設の構造もしくは使用の方法もしくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、または特定施設の使用もしくは特定地下浸透水の浸透の一時停止を命ずることができる。

2 前項の規定は、一の施設が特定施設となつた際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の当該施設を設置している工

場等から地下に浸透する水で当該施設に係る汚水等（これを処理したものを含む。）を含むものについては、当該施設が特定施設となつた日から6月間（当該施設が規則で定める施設である場合にあつては、1年間）は、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となつた際既にその水が特定地下浸透水であるとき、およびその水に水質汚濁防止法第12条の3の規定が適用されているときは、この限りでない。

第29条の3 知事は、有害物質使用特定施設を設置している者または有害物質貯蔵指定施設を設置している者が第28条の3の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該有害物質使用特定施設もしくは有害物質貯蔵指定施設の構造、設備もしくは使用の方法の改善を命じ、または有害物質使用特定施設もしくは有害物質貯蔵指定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

2 前項の規定は、第28条の3の基準の適用の際現に有害物質使用特定施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）または有害物質貯蔵指定施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）に係る当該有害物質使用特定施設または有害物質貯蔵指定施設については、当該基準の適用の日から6月間（当該有害物質使用特定施設または有害物質貯蔵指定施設が規則で定める場合にあつては、1年間）は、適用しない。

第29条の4 削除

（地下水の水質の汚濁の状況の調査）

第29条の5 有害物質使用特定施設を設置している者（規則で定める者を除く。第29条の10第1項において同じ。）は、規則で定めるところにより、有害物質使用特定施設を設置する工場等の敷地内の地下水の有害物質によ

（地下水の水質の汚濁の状況の調査）

第19条 条例第29条の5の規則で定める者は、次に掲げる有害物質使用特定施設のみを設置している者とする。

る水質の汚濁の状況について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

- (1) 次に掲げる特定施設（有害物質使用特定施設であるものに限る。以下この項において同じ。）であつて、配管等有害物質を当該施設へ供給するための系統を有せず、かつ、当該施設で製造し、使用し、または処理された有害物質または有害物質を含む汚水等を当該施設から排出または排水するための系統を有しない他の施設から独立した構造のもの
 - ア 別表第1第23項の2イ、第67項、第68項、第68項の2、第71項の5および第71項の6に掲げる施設
 - イ 別表第1第23項ル、第24項ニ、第26項ホ、第27項ヌ、第32項ニ、第33項リ、第35項ハ、第36項ロ、第37項タ、第46項ニ、第47項ホ、第53項ロ、第62項ホ、第63項ホ、第63項の3および第75項に掲げる施設
 - ウ 別表第1第24項ホ、第27項ル、第33項ヌ、第36項ハ、第61項ホ、第62項へおよび第76項に掲げる施設
 - (2) 別表第1第68項の2ロ、第71項の2イおよび第81項に掲げる特定施設であつて、配管等有害物質を当該施設へ供給するための系統を有せず、かつ、当該施設で製造し、使用し、または処理された有害物質または有害物質を含む濃厚な汚水等を当該施設から排出または排水するための系統を有しない構造のもの
 - (3) 建物の2階以上に設置される特定施設であつて、当該設置される階以外の階からの配管等有害物質を当該施設へ供給するための系統を有せず、かつ、当該施設で製造し、使用し、または処理された有害物質または有害物質を含む汚水等を当該施設から排出または排水するための系統を有しない他の施設から独立した構造のもの
 - (4) アンモニアもしくはアンモニウム化合物、亜硝酸化合物または硝酸化合物を製造し、使用し、または処理する特定施設
- 2 条例第29条の5の調査は、次に定めるところによる。
- (1) 敷地内の地下水の有害物質による水質の汚濁の状況の調査は、地下水の水質の汚濁の状況の監視のための井戸（以下この項において「監視

井戸」 という。) の水の汚染状態の測定により行うこと。

(2) 監視井戸の水の汚染状態の測定は、水質汚濁防止法施行規則第九条の四の規定に基づく環境大臣が定める測定方法（平成8年環境庁告示第55号）に定める方法により年1回以上行うこと。

(3) 監視井戸の水の汚染状態の測定の対象となる有害物質は、有害物質使用特定施設において製造し、使用し、または処理する有害物質（次のアからエまでに掲げる有害物質にあつては、当該有害物質の区分に応じ、当該アからエまでに定める物質を含む。）とする。

ア テトラクロロエチレン 1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレンおよびトリクロロエチレン

イ 1,1,1-トリクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン

ウ 1,1,2-トリクロロエタン 1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレンおよびシス-1,2-ジクロロエチレン

エ トリクロロエチレン 1,1-ジクロロエチレンおよびシス-1,2-ジクロロエチレン

(事故時の措置)

第29条の6 特定施設を設置している者は、特定施設について故障、破損その他の事故が発生し、有害物質を含む水もしくはその汚染状態が第2条第2項第2号に規定する項目について排水基準に適合しないおそれがある水が公共用水域に排出され、または有害物質を含む水が地下に浸透したことにより人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質を含む水もしくは当該排水基準に適合しないおそれがある水の排出または有害物質を含む水の浸透の防止のための応急の措置を講じ、かつ、その事故の状況および講じた措置の概要を知事に通報しなければならない。

2 指定施設を設置している者は、指定施設について故障、破損その他の事故が発生し、有害物質または指定物質を含む水が公共用水域に排出され、または地下に浸透したことにより人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質または指定物質を含

む水の排出または浸透の防止のための応急の措置を講じ、かつ、その事故の状況および講じた措置の概要を知事に通報しなければならない。

3 知事は、特定施設を設置している者または指定施設を設置している者が前2項の応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、これらの規定に定める応急の措置をとるべきことを命ずることができる。

4 前3項の規定は、特定施設を設置している者または指定施設を設置している者が水質汚濁防止法第14条の2第1項または第2項の規定による応急の措置を講じなければならない場合については、適用しない。

(地下水の水質の浄化に係る措置命令等)

第29条の7 知事は、特定事業場または有害物質貯蔵指定施設を設置する工場等（以下この条において「有害物質貯蔵指定事業場」という。）において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があつたことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、または生ずるおそれがあると認めるときは、規則で定めるところにより、その被害を防止するため必要な限度において、当該特定事業場または有害物質貯蔵指定事業場の設置者（相続、合併または分割によりその地位を承継した者を含む。）に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質の浄化のための措置をとることを命ずることができる。ただし、その者が、当該浸透があつた時において当該特定事業場または有害物質貯蔵指定事業場の設置者であつた者と異なる場合は、この限りでない。

(地下水の水質の浄化に係る措置命令等)

第19条の2 条例第29条の7第1項または第2項の命令は、地下水の水質の汚濁の原因となる有害物質を含む水の地下への浸透があつた特定事業場または有害物質貯蔵指定事業場の設置者または設置者であつた者および当該浸透があつたことにより地下水の流動の状況等を勘案してその水質の浄化のための措置が必要と認められる地下水の範囲を定めて行うものとする。

2 条例第29条の7第1項の必要な限度は、地下水に含まれる有害物質の量について別表第11の左欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の右欄に掲げる基準値（以下「地下水浄化基準」という。）を超える地下水に関し、次の各号に掲げる地下水の利用等の状態に応じて当該各号に定める地点（以下「測定点」という。）において当該地下水に含まれる有害物質の量が地下水浄化基準を超えないこととする。ただし、同項または同条第2項の命令を2以上の特定事業場または有害物質貯蔵指定事業場の設置者または設置者であつた者に対して行う場合は、当該命令に係る地下水の測定点における測定値が地下水浄化基準を超えないこととなるようにそれらの者の特

定事業場または有害物質貯蔵指定事業場における有害物質を含む水の地下への浸透が当該地下水の水質の汚濁の原因となると認められる程度に応じて定められる当該地下水に含まれる有害物質の量の削減目標（以下この条において「削減目標」という。）を達成することとする。

(1) 人の飲用に供せられ、または供せられることが確実である場合（次号から第4号までに掲げるものを除く。） 井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口

(2) 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第2項に規定する水道事業(同条第5項に規定する水道用水供給事業者により供給される水道水のみをその用に供するものを除く。)、同条第4項に規定する水道用水供給事業または同条第6項に規定する専用水道のための原水として取水施設より取り入れられ、または取り入れられることが確実である場合 原水の取水施設の取水口

(3) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第40条第1項に規定する都道府県地域防災計画等に基づき災害時において人の飲用に供せられる水の水源とされている場合 井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口

(4) 環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定による水質の汚濁に係る環境上の条件についての基準(有害物質に該当する物質に係るものに限る。)が確保されない公共用水域の水質の汚濁の主たる原因となり、または原因となることが確実である場合 地下水の公共用水域へのゆう出口に近接する井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口

3 条例第29条の7第1項の相当の期限は、第1項に規定する地下水の範囲、地下水の水質の汚濁の程度、地下水の水質の浄化のための措置に係る特定事業場または有害物質貯蔵指定事業場の設置者または設置者であつた者の技術的または経済的能力その他の事項を勘案して、人の健康を保護する観点から合理的な範囲内で定めるものとする。

4 第1項に規定する命令は、同項に規定する地下水の範囲、達成すべき地

下水浄化基準（同項の命令を2以上の特定事業場または有害物質使用特定事業場の設置者または設置者であつた者に対して行う場合にあつては、削減目標）、相当の期限その他必要な事項を記載した文書により、当該特定事業場または有害物質貯蔵指定事業場の設置者または設置者であつた者に対して行うものとする。

2 前項本文に規定する場合において、知事は、同項の浸透があつた時において当該特定事業場または有害物質貯蔵指定事業場の設置者であつた者（相続、合併または分割によりその地位を承継した者を含む。）に対しても、同項の措置をとることを命ずることができる。

3 前2項の規定は、水質汚濁防止法第14条の3第1項または第2項の規定により地下水の水質の浄化のための措置をとることを命ずることができる場合については、適用しない。

4 特定事業場または有害物質貯蔵指定事業場の設置者（特定事業場もしくは有害物質貯蔵指定事業場またはそれらの敷地を譲り受け、もしくは借り受け、または相続、合併もしくは分割により取得した者を含む。）は、当該特定事業場または有害物質貯蔵指定事業場について第2項の規定による命令があつたときは、当該命令に係る措置に協力しなければならない。

（報告および調査の要請）

第29条の8 知事は、有害物質による水質の汚濁の状態が規則で定める基準（以下「地下水基準」という。）に適合しない地下水があると認める場合は、当該有害物質を現に保管し、製造し、使用し、もしくは処理し、または過去に保管し、製造し、使用し、もしくは処理していたことがある工場等であつて、当該水質の汚濁の原因がその敷地内にある可能性があるものの設置者に対し、当該有害物質の保管、製造、使用もしくは処理の状況その他規則で定める事項を報告し、または当該有害物質によるその敷地内の地下水の水質の汚濁もしくは土壌の汚染の状況について調査し、その結果を報告するよう要請することができる。

（報告および調査の要請）

第19条の3 条例第29条の8の規則で定める基準は、前条第2項に規定する地下水浄化基準とする。

2 条例第29条の8の規則で定める事項は、工場等の用水および排水の系統とする。

(地下水浄化計画)

第29条の9 知事は、工場等において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があつたことにより、地下水の有害物質による水質の汚濁の状態が地下水基準に適合しないと認めるときは、規則で定めるところにより、当該工場等の設置者（相続、合併または分割によりその地位を承継した者を含む。）に対し、相当の期限を定めて、当該水質の汚濁の状態が地下水基準に適合することとなるよう地下水の水質を浄化するための計画（以下「地下水浄化計画」という。）を作成するよう求めることができる。ただし、その者が、当該浸透があつた時において当該工場等の設置者であつた者と異なる場合は、この限りでない。

2 前項本文に規定する場合において、知事は、同項の浸透があつた時において当該工場等の設置者であつた者（相続、合併または分割によりその地位を承継した者を含む。）に対しても、地下水浄化計画を作成するよう求めることができる。

3 前2項の規定は、第29条の7第1項もしくは第2項または水質汚濁防止法第14条の3第1項もしくは第2項の規定により地下水の水質の浄化のための措置をとることを命ずることができる場合については、適用しない。

4 第1項または第2項の規定により地下水浄化計画の作成を求められた者は、地下水浄化計画を作成したときは、速やかにこれを知事に提出しなければならない。これを変更した場合も、同様とする。

5 知事は、前項の規定により提出された地下水浄化計画が著しく不適當であると認める場合は、当該地下水浄化計画を作成した者に対し、その変更を勧告することができる。

6 第4項の規定により地下水浄化計画を提出した者（相続、合併または分

(地下水浄化計画)

第19条の4 条例第29条の9第1項に規定する地下水浄化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 地下水の汚染の状況
- (2) 汚染の拡大の防止または浄化を行う区域
- (3) 汚染の拡大の防止または浄化の方法
- (4) 汚染の拡大の防止または浄化の工程
- (5) 汚染の拡大の防止または浄化の期間中の環境保全対策

2 条例第29条の9第6項の規定による地下水浄化計画の進捗状況の報告

割によりその地位を承継した者を含む。)は、当該地下水浄化計画(前項の規定による変更の勧告を受けた場合にあつては、変更後の地下水浄化計画。以下この項および次条第3項において同じ。)を実施し、規則で定めるところにより当該地下水浄化計画の進捗状況について知事に報告しなければならない。

7 工場等の設置者(工場等またはその敷地を譲り受け、もしくは借り受け、または相続、合併もしくは分割により取得した者を含む。)は、当該工場等について第2項の規定により地下水浄化計画の作成を求められた者が地下水浄化計画を作成しようとするとき、または前項の規定により当該地下水浄化計画を実施しようとするときは、当該地下水浄化計画の作成および実施について協力しなければならない。

(勧告)

第29条の10 知事は、有害物質使用特定施設を設置している者が第29条の5の規定による報告をせず、または虚偽の報告をしたときは、この者に対し、その報告を行い、またはその報告の内容を是正すべきことを勧告することができる。

2 知事は、前条第1項もしくは第2項の規定により地下水浄化計画の作成を求められた者がこれを作成せず、またはこれらの規定により地下水浄化計画を作成した者もしくは地下水浄化計画を変更した者がこれを提出しないときは、その者に対し、当該地下水浄化計画を作成し、または提出すべきことを勧告することができる。

3 知事は、前条第4項の規定により地下水浄化計画を提出した者が当該地下水浄化計画を実施していないと認めるときは、その者に対し、これを実施すべきことを勧告することができる。

(公表)

第29条の11 知事は、第29条の9第5項または前条各項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかつたときは、その者の氏名または名称、当該事実その他必要な事項を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、その者に対し、意見を述べる機会を

は、年1回以上行うものとする。

与えなければならない。

第4節 ばい煙の排出の規制

(ばい煙発生施設の設置の届出)

第30条 ばい煙を大気中に排出する者は、ばい煙発生施設を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 工場等の名称および所在地
- (3) ばい煙発生施設の種類
- (4) ばい煙発生施設の構造
- (5) ばい煙発生施設の使用の方法
- (6) ばい煙の処理の方法
- (7) その他規則で定める事項

(経過措置)

第31条 一の施設がばい煙発生施設となつた際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)であつてばい煙を大気中に排出するものは、当該施設がばい煙発生施設となつた日から30日以内に、規則で定めるところにより、前条各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(ばい煙発生施設の構造等の変更の届出)

第32条 第30条または前条の規定による届出をした者は、その届出に係る第30条第4号から第7号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規

第4節 ばい煙の排出の規制

(ばい煙発生施設の設置等の届出)

第20条 条例第30条、第31条および第32条の規定による届出は、ばい煙発生施設設置(使用、変更)届出書(別記様式第11号)によつてしなければならない。

2 条例第30条第7号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) ばい煙の排出の方法
- (2) ばい煙発生施設およびばい煙処理施設の設置場所
- (3) ばい煙の発生およびばい煙の処理に係る操業の系統の概要
- (4) 煙道に排出ガスの測定箇所が設けられている場合は、その場所
- (5) 緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方法

第21条 削除

則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(計画変更命令)

第33条 知事は、第30条または前条の規定による届出があつた場合において、その届出に係るばい煙発生施設に係るばい煙が第9条第1項第2号に規定するばい煙発生施設に係る排出基準（以下単に「排出基準」という。）に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係るばい煙発生施設の構造もしくは使用の方法もしくはばい煙の処理の方法に関する計画の変更（前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）または第30条の規定による届出に係るばい煙発生施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

(実施の制限)

第34条 第30条の規定による届出をした者または第32条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係るばい煙発生施設を設置し、またはその届出に係るばい煙発生施設の構造もしくは使用の方法もしくはばい煙の処理の方法の変更をしてはならない。

2 知事は、第30条または第32条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(ばい煙の排出の制限)

第35条 ばい煙発生施設において発生するばい煙を大気中に排出する者（以下「ばい煙排出者」という。）は、排出基準に適合しないばい煙を排出してはならない。

2 前項の規定は、一の施設がばい煙発生施設となつた際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の当該施設において発生し、大気中に排出されるばい煙については、当該施設がばい煙発生施設となつた日から6月間（当該施設が規則で定める施設にあつては、1年間）は、適用しない。

(改善命令等)

第36条 知事は、ばい煙排出者が、排出基準に適合しないばい煙を継続して

排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該ばい煙発生施設の構造もしくは使用の方法もしくは当該ばい煙発生施設に係るばい煙の処理の方法の改善を命じ、または当該ばい煙発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

(準用)

第37条 第26条および第27条の規定は、第30条または第31条の規定による届出をした者について準用する。

(事故時の措置)

第37条の2 ばい煙発生施設を設置している者は、ばい煙発生施設について故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙が大気中に多量に排出されたときは、直ちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するように努めなければならない。

2 前項の場合においては、同項に規定する者は、直ちに、その事故の状況を知事に通報しなければならない。

3 知事は、第1項に規定する事故が発生した場合において、当該事故に係る工場等の周辺の区域における人の健康が損なわれ、または損なわれるおそれがあると認めるときは、その事故に係る同項に規定する者に対し、その事故の拡大または再発の防止のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 前3項の規定は、第1項に規定する者が大気汚染防止法第17条第1項の規定による応急の措置を講じなければならない場合については、適用しない。

(氏名の変更等の届出)

第22条 条例第37条の規定による氏名の変更等の届出は、条例第30条第1号または第2号に掲げる事項の変更に係る場合にあつては、氏名等変更届出書(別記様式第8号)によつて、施設の使用の廃止に係る場合にあつては、ばい煙発生施設使用廃止届出書(別記様式第14号)によつてしなければならない。

(承継の届出)

第23条 条例第37条の規定による承継の届出は、承継届出書(別記様式第10号)によつてしなければならない。

第5節 拡声機による騒音の規制

第38条から第46条まで 削除

(拡声機の使用の制限)

第47条 何人も、病院、学校その他これらに類する施設の周辺の区域であつて規則で定める区域内においては、規則で定める場合を除き、商業宣伝を目的として拡声機を使用してはならない。

2 何人も、商業宣伝を目的として航空機から機外に向けて拡声機を使用してはならない。

(警告)

第48条 知事は、前条の規定に違反して拡声機が使用されていることにより、その周辺の生活環境がそこなわれていると認めるときは、当該違反行為を行なっている者に対し、警告を発することができる。

第3章 土壌の汚染の改善のための措置

(指定有害物質使用特定施設の使用の廃止時の調査)

第5節 拡声機による騒音の規制

第24条から第28条まで 削除

(商業宣伝を目的とする拡声機の使用の禁止区域等)

第29条 条例第47条第1項の規則で定める区域は、次に掲げる施設の敷地の周囲からおおむね50メートルの区域とする。

- (1) 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。）
- (2) 保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所をいう。）
- (3) 病院および患者を入院させるための施設を有する診療所（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院および同条第2項に規定する診療所のうち、患者を入院させるための施設を有するものをいう。）
- (4) 図書館（図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館をいう。）
- (5) 特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホームをいう。）

2 条例第47条第1項の規則で定める場合は、拡声機を屋内において使用する場合（屋内から屋外へ向けて使用する場合を除く。）であつて周辺の生活環境をそこなうおそれがないときとする。

第3章 土壌の汚染の改善のための措置

(指定有害物質使用特定施設の使用の廃止時の調査)

第49条 使用が廃止された指定有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設であるものを除く。以下この条において同じ。）に係る工場等の敷地であつた土地の所有者、管理者または占有者（以下「所有者等」という。）であつて、当該指定有害物質使用特定施設を設置していたものまたは次項の規定により知事から通知を受けたものは、規則で定めるところにより、当該土地の土壤の指定有害物質による汚染の状況について、土壤汚染対策法第3条第1項の指定を受けた者（次条において「指定調査機関」という。）に規則で定める方法により調査させて、その結果を知事に報告しなければならない。ただし、規則で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壤の指定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の知事の確認を受けた場合は、この限りでない。

第29条の2 条例第49条第1項本文の土壤の汚染の状況についての調査の対象となる指定有害物質は、当該使用が廃止された指定有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設であるものを除く。以下同じ。）において製造され、使用され、または処理されていた指定有害物質（土壤汚染対策法施行令（平成14年政令第336号）第1条第14号または第16号から第18号までに掲げる物質にあつては、次の各号に掲げる物質の区分に応じ、当該各号に定める物質を含む。）とする。

- (1) 土壤汚染対策法施行令第1条第14号に掲げる物質 同条第8号、第9号および第18号に掲げる物質
- (2) 土壤汚染対策法施行令第1条第16号に掲げる物質 同条第8号に掲げる物質
- (3) 土壤汚染対策法施行令第1条第17号に掲げる物質 同条第7号から第9号までに掲げる物質
- (4) 土壤汚染対策法施行令第1条第18号に掲げる物質 同条第8号および第9号に掲げる物質

2 条例第49条第1項本文の報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から起算して120日以内に行わなければならない。ただし、当該期間内に当該報告を行うことができない特別の事情があると認められるときは、知事は、当該土地の所有者等の申請により、その期限を延長することができる。

- (1) 当該土地の所有者等が当該指定有害物質使用特定施設を設置していた者である場合（条例第49条第1項ただし書の確認を受けた場合を除く。） 当該指定有害物質使用特定施設の使用が廃止された日
- (2) 当該土地の所有者等が条例第49条第2項の通知を受けた者である場

合（条例第49条第1項ただし書の確認を受けた場合を除く。） 当該通知を受けた日

(3) 条例第49条第1項ただし書の確認が取り消された場合 第29条の4第5項の通知を受けた日

3 条例第49条第1項本文の報告は、土壌の汚染の状況についての調査結果報告書（別記様式第15号）によつてしなければならない。

（土壌の指定物質による汚染の状況の調査の方法）

第29条の3 条例第49条第1項本文および第50条第1項本文の規則で定める方法は、土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第3条から第15条までに定めるとおりとする。

（人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認）

第29条の4 条例第49条第1項ただし書または第50条第1項ただし書の確認を受けようとする土地の所有者等は、滋賀県公害防止条例第49条第1項（第50条第1項）ただし書の確認申請書（別記様式第16号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書の提出があつたときは、当該申請に係る土地が次の各号のいずれかに該当することが確実であると認められる場合に限り、条例第49条第1項ただし書または第50条第1項ただし書の確認をするものとする。

(1) 工場等（当該指定有害物質使用特定施設を設置していたものまたは当該工場等に係る事業に従事する者その他の関係者以外の者が立ち入ることができないものに限る。）の敷地として利用されること。

(2) 当該指定有害物質使用特定施設を設置していた小規模な工場等において、事業の用に供されている建築物と当該工場等の設置者（その者が法人である場合にあつては、その代表者）の居住の用に供されている建築物とが同一のものであり、または近接して設置されており、かつ、当該居住の用に供されている建築物が引き続き当該設置者の居住の用に供される場合において、当該居住の用に供されている建築物の敷地（これと一体として管理される土地を含む。）として利用されること。

(3) 鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第2条第2項本文に規定する鉱山もしくは同項ただし書に規定する附属施設の敷地または鉱山のうち鉱業権の消滅後5年以内であるものもしくは同法第39条第1項の命令に基づき土壌汚染による鉱害を防止するために必要な設備がされているものの敷地であつた土地であること。

3 知事は、条例第49条第1項ただし書の確認をする場合において、当該確認を受けた土地の利用状況を的確に把握するため必要があると認めるときは、当該確認に、当該土地の利用状況を知事に定期的に報告することその他の条件を付することができる。

4 条例第49条第1項ただし書の確認を受けた土地の所有者等は、当該土地の利用の方法に変更を生じたときは、遅滞なく、その旨を土地利用方法変更届出書（別記様式第17号）により知事に届け出なければならない。

5 知事は、条例第49条第1項ただし書の確認をした後において、前項の届出その他の資料により当該確認に係る土地が第2項第1号から第3号までに該当しないと認めるに至つたときは、遅滞なく、当該確認を取り消し、その旨を当該土地の所有者等に通知するものとする。

6 条例第49条第1項ただし書の確認を受けた土地の所有者等が当該確認に係る土地に関する権利を譲渡し、または当該土地の所有者等について相続、合併もしくは分割（当該確認に係る土地に関する権利を承継させるものに限る。）があつたときは、その権利を譲り受けた者または相続人、合併もしくは分割後存続する法人もしくは合併もしくは分割により設立した法人は、当該土地の所有者等の地位を承継する。

7 前項の規定により土地の所有者等の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を承継届出書（別記様式第18号）により知事に届け出なければならない。

（土地の所有者等への通知）

2 知事は、第26条の規定による特定施設（指定有害物質使用特定施設であるものに限る。）の使用の廃止の届出を受けた場合その他指定有害物質使用特定施設の使用が廃止されたことを知つた場合において当該指定有害物
第29条の5 条例第49条第2項の通知は、指定有害物質使用特定施設の使用が廃止された際の土地の所有者等（当該土地の所有者等から土地に関する権利を譲り受けた者その他の新たに土地の所有者等となつた者が同条第1

質使用特定施設を設置していた者以外に当該指定有害物質使用特定施設が設置されていた工場等の敷地であつた土地の所有者等があるときは、規則で定めるところにより、当該土地の所有者等に対し、当該指定有害物質使用特定施設の使用が廃止された旨その他の規則で定める事項を通知するものとする。

項の調査を行うことについて、当該土地の所有者等および当該新たに土地の所有者等となつた者が合意している場合にあつては、当該新たに土地の所有者等となつた者) に対して行うものとする。

2 条例第49条第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 使用が廃止された指定有害物質使用特定施設の種類、設置場所および廃止年月日ならびに当該指定有害物質使用特定施設において製造され、使用され、または処理されていた指定有害物質の種類
- (2) 工場等の名称および当該工場等の敷地であつた土地の所在地
- (3) 同条第1項の報告を行うべき期限
(報告等の命令)

第29条の6 条例第49条第3項に規定する命令は、相当の履行期限を定めて、書面により行うものとする。

(土地の形質変更時の調査)

第29条の7 条例第50条第1項本文の土壤の汚染の状況についての調査の対象となる指定有害物質は、同項本文に規定する使用が廃止された特定施設において製造され、使用され、または処理されていた指定有害物質(その廃止時に水質汚濁防止法第2条第2項第1号に規定する物質であつたものに限る。)(土壤汚染対策法施行令第1条第14号または第16号から第18号までに掲げる物質にあつては、次の各号に掲げる物質の区分に応じ、当該各号に定める物質を含む。)とする。

3 知事は、第1項に規定する者が同項の規定による報告をせず、または虚偽の報告をした場合は、規則で定めるところにより、その者に対し、その報告を行い、またはその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

(土地の形質変更時の調査)

第50条 使用が廃止された特定施設(土壤汚染対策法の施行前に使用が廃止された水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設であるものおよび滋賀県公害防止条例の一部を改正する条例(平成19年滋賀県条例第53号)の施行前に使用が廃止された特定施設であるものに限る。)であつて、その廃止時において同項第1号に規定する物質であつたもの(指定有害物質であるものに限る。)をその施設において製造し、使用し、または処理していたものが設置されていた工場等の敷地であつた土地(以下「指定有害物質使用地」という。)において、土壤の採取その他の土地の形質の変更をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該指定有害物質使用地の土壤の指定有害物質による汚染の状況について、指定調査機関に規則で定める方法により調査させ、その結果を知事に報告しなければならない。ただし、規則で定めるところにより、当該指定有害物質使

用地において予定されている利用の方法からみて土壌の指定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の知事の確認を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 土壌汚染対策法施行令第1条第14号に掲げる物質 同条第8号、第9号および第18号に掲げる物質
- (2) 土壌汚染対策法施行令第1条第16号に掲げる物質 同条第8号に掲げる物質
- (3) 土壌汚染対策法施行令第1条第17号に掲げる物質 同条第7号から第9号までに掲げる物質
- (4) 土壌汚染対策法施行令第1条第18号に掲げる物質 同条第8号および第9号に掲げる物質

2 条例第50条第1項本文の報告は、土壌の汚染の状況についての調査結果報告書（別記様式第15号）によつてしなければならない。

（土地の形質変更時の調査を要しない行為）

第29条の8 条例第50条第2項第2号の規則で定めるものは、次の各号のいずれにも該当しない行為とする。

- (1) 土壌の当該指定有害物質使用地外への搬出をすること。
- (2) 汚染の除去等の措置を講ずるために設けられた構造物に変更を加えること。
- (3) 当該指定有害物質使用地のうち土地の形質の変更に係る部分の面積の合計が100平方メートル以上であり、かつ、当該部分の深さが50センチメートル以上であること。
- (4) 当該指定有害物質使用地のうち土地の形質の変更に係る部分の深さが3メートル以上であること。

2 次に掲げる行為については、前項の規定は、適用しない。

(1) 過去において前項の規定に基づく調査またはこれに相当するものとして知事が認める調査（以下これらを「土壌調査」という。）を実施したことがある指定有害物質使用地において行う行為

(2) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、規則で定めるもの

3 第1項に規定する者は、同項の規定により指定調査機関に調査させよう

とする場合には、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

(指定有害物質による土壌の汚染状態の基準)

4 知事は、第1項の規定による調査の結果の報告があつた場合は、当該調査の結果、当該指定有害物質使用地の土壌の指定有害物質による汚染状態が規則で定める基準（以下「土壌基準」という。）に適合するか否かを確認し、当該報告を受理した日から7日以内にその結果を当該報告をした者に通知するものとする。

第29条の9 条例第50条第4項の規則で定める基準は、土壌汚染対策法施行規則第31条に規定する区域の指定に係る基準とする。

(土地の形質変更の届出等)

(土地の形質変更の届出等)

第50条の2 土壌調査において土壌の指定有害物質による汚染状態が土壌基準に適合しない指定有害物質使用地内で土地の形質の変更をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法および着手予定日その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

第29条の10 条例第50条の2第1項本文の届出は、土地の形質の変更届出書（別記様式第19号）によつてしなければならない。

2 条例第50条の2第1項本文の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 氏名または名称および住所ならびに法人にあつてはその代表者の氏名
- (2) 土地の形質の変更を行う指定有害物質使用地の所在地
- (3) 土地の形質の変更の内容
- (4) 汚染土壌の搬出（当該汚染土壌に含まれる指定有害物質を分解し、または土壌から除去することなく、当該指定有害物質使用地内に戻す場合を除く。以下同じ。）の有無および搬出先
- (5) 土地の形質の変更の完了予定日

3 第1項の届出書には、次に掲げる図面を添付しなければならない。

- (1) 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした指定有害物質使用地の図面
- (2) 土地の形質の変更をしようとする指定有害物質使用地の状況を明らかにした図面
- (3) 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図および

- (1) 土壤汚染対策法第7条第1項の規定による指示に基づく汚染の除去等の措置または同条第4項の規定による命令に基づく指示措置等として行う行為
- (2) 第50条の5第4項において準用する第29条の9第6項の規定に基づき実施する行為
- (3) 当該指定有害物質による汚染について、土壤汚染対策法第7条第6項の技術的基準に適合する指定有害物質による汚染の除去の措置またはこれに相当する指定有害物質による汚染の除去の措置が講じられていると認められる土地において行う行為

2 知事は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る土地の形質の変更の施行方法が、規則で定める基準に適合すると認めるときはその旨を当該届出をした者に通知するものとし、規則で定める基準に適合しないと認めるときは当該届出を受理した日から14日以内に限り当該届出をした者に対し当該届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を勧告することができる。

断面図

- (4) 土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面

(土地の形質の変更の施行方法に関する基準)

第29条の11 条例第50条の2第2項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 土地の形質の変更に当たり、汚染土壌または指定有害物質の飛散等を防止するために必要な措置を講ずること。
- (2) 土地の形質の変更に当たり、汚染土壌（第29条の9の基準のうち土壌に水を加えた場合に溶出する指定有害物質の量に関する基準に係るものに限る。）が当該指定有害物質使用地内の帯水層に接しないようにすること。
- (3) 土地の形質の変更を行つた後、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第7条第6項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられた場合と同等以上に人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。

(土地の形質変更の着手の制限)

第50条の3 第50条第1項の規定による報告をした者は、同条第4項の規定により土壌基準に適合する旨の通知を受けた日または前条第1項の規定による届出が受理された日から14日を経過した日もしくは同条第2項の規定による規則で定める基準に適合する旨の通知を受けた日のいずれか早い日までは、当該報告に係る土地の形質の変更に着手してはならない。

2 前条第1項の規定による届出をした者(前項に規定する者を除く。)は、その届出が受理された日から14日を経過した日または同条第2項の規定による規則で定める基準に適合する旨の通知を受けた日のいずれか早い日までは、当該届出に係る土地の形質の変更に着手してはならない。

(指定有害物質使用地台帳)

第50条の4 知事は、指定有害物質使用地の台帳(以下この条において「指定有害物質使用地台帳」という。)を調製し、これを保管するものとする。

(4) 掘削した汚染土壌の当該指定有害物質使用地外への搬出をする場合には、次に掲げる措置を講ずること。

ア 汚染土壌または指定有害物質の飛散等を防止するための措置を講ずること。

イ 搬出先において周辺環境に指定有害物質による汚染が拡散しないよう、搬出する汚染土壌の処分方法(平成15年環境省告示第20号)に定める方法により汚染土壌の処分を行うこと。

ウ イの規定により汚染土壌の処分が適正に行われたことについて、搬出する汚染土壌の処分に係る確認方法(平成15年環境省告示第21号)に定める方法により確認すること。

(指定有害物質使用地台帳)

第29条の12 条例第50条の4第1項の指定有害物質使用地台帳は、帳簿および図面をもって調製するものとする。

2 前項の帳簿および図面は、指定有害物質使用地ごとに調製するものとする。

3 第1項の帳簿は、指定有害物質使用地につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 指定有害物質を使用していた工場等の名称

(2) 指定有害物質使用地の所在地

(3) 指定有害物質の使用状況

- 4 第1項の図面は、指定有害物質使用地およびその周辺の地図とする。
- 5 帳簿の記載事項および図面に変更があつたときは、知事は、速やかにこれを訂正しなければならない。
- 6 知事は、当該指定有害物質による汚染について、土壤汚染対策法第7条第6項の技術的基準に適合する指定有害物質による汚染の除去の措置またはこれに相当する指定有害物質による汚染の除去の措置が講じられていると認められた場合には、当該指定有害物質使用地に係る帳簿および図面を指定有害物質使用地台帳から削除しなければならない。

(土壤汚染改善管理計画)

第29条の13 条例第50条の5第1項および第2項に規定する土壤汚染改善管理計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 土壤の汚染の状況
- (2) 汚染の除去または汚染の拡散の防止を行う区域
- (3) 汚染の除去または汚染の拡散の防止の方法
- (4) 汚染の除去または汚染の拡散の防止の工期

2 指定有害物質使用地台帳の記載事項その他その調製および保管に関し必要な事項は、規則で定める。

3 知事は、指定有害物質使用地台帳の閲覧を求められた場合は、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。

(土壤汚染改善管理計画)

第50条の5 知事は、土壤調査の結果、当該土地の土壤の指定有害物質による汚染状態が土壤基準に適合しない場合は、規則で定めるところにより、当該土地の所有者等に対し、相当の期限を定めて、当該汚染を除去し、または当該汚染の拡散を防止するための計画（以下「土壤汚染改善管理計画」という。）を作成するよう求めることができる。ただし、当該土地の所有者等以外の者の行為によつて当該土地の土壤の指定有害物質による汚染が生じたことが明らかな場合であつて、その行為をした者（相続、合併または分割によりその地位を承継した者を含む。次項において同じ。）に土壤汚染改善管理計画を作成し、実施させることが相当であると認められ、かつ、これを作成し、実施させることについて当該土地の所有者等に異議がないときは、この限りでない。

(5) 汚染の除去または汚染の拡散の防止の期間中の環境保全対策

2 前項ただし書の場合においては、知事は、規則で定めるところにより、その行為をした者に対し、相当の期限を定めて、土壤汚染改善管理計画を作成するよう求めることができる。

3 次に掲げる場合には、前2項の規定は、適用しない。

(1) 当該指定有害物質による汚染について、土壤汚染対策法第7条第1項の規定により汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示することとされる場合

(2) 当該指定有害物質による汚染について、農用地の土壤の汚染防止等に関する法律(昭和45年法律第139号)第5条第1項の規定による農用地土壤汚染対策計画に基づき、指定有害物質による汚染の除去または拡散の防止のための措置が講じられている場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、当該指定有害物質による汚染について、法令の規定に基づき当該汚染の除去もしくは拡散の防止のための措置が講じられているか、またはこれらの措置を講ずべきことを命ずることができる場合

(4) 当該指定有害物質による汚染の原因が専ら自然的条件によるものであることが明らかであると認められる場合

(5) 当該指定有害物質による汚染について、土壤汚染対策法第7条第6項の技術的基準に適合する指定有害物質による汚染の除去等の措置またはこれに相当する指定有害物質による汚染の除去もしくは拡散の防止のための措置が講じられていると認められる場合

4 第29条の9第4項から第6項までの規定は、第1項または第2項の規定により土壤汚染改善管理計画の作成を求められた者について準用する。この場合において、同条第6項中「次条第3項」とあるのは、「次条第2項」と読み替えるものとする。

(勧告)

第50条の6 知事は、前条第1項もしくは第2項の規定により土壤汚染改善管理計画の作成を求められた者がこれを作成せず、またはこれらの規定に

2 条例第50条の5第4項において準用する条例第29条の9第6項の規定による土壤汚染改善管理計画の進捗状況の報告は、年1回以上行うものとする。

より土壌汚染改善管理計画を作成した者もしくは土壌汚染改善管理計画を変更した者がこれを提出しないときは、その者に対し、当該土壌汚染改善管理計画を作成し、または提出すべきことを勧告することができる。

2 知事は、前条第4項において準用する第29条の9第4項の規定により土壌汚染改善管理計画を提出した者が当該土壌汚染改善管理計画を実施していないと認めるときは、その者に対し、これを実施すべきことを勧告することができる。

(公表)

第50条の7 知事は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める場合に該当するときは、その者の氏名または名称、当該事実その他必要な事項を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、その者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(1) 第50条第1項に規定する者 同項の規定による報告をせず、または虚偽の報告をした場合

(2) 第50条の2第1項に規定する者 同項の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした場合

(3) 第50条の2第2項、第50条の5第4項において準用する第29条の9第5項または前条各項の規定による勧告を受けた者 正当な理由がなく、当該勧告に従わなかった場合

(4) 第50条の3各項に規定する者 これらの規定に違反した場合

第4章 雑則

(規制の基準のない汚水、ばい煙等に係る公害に対する措置)

第51条 知事は、第9条第1項の規定による規制の基準に定められていない汚水、廃液、ばい煙、粉じん、ガスおよび地盤の沈下（以下この章において「汚水、ばい煙等」という。）または規制の基準の適用を受けない汚水、ばい煙等により、現に公害が発生していると認めるときは、当該汚水、ばい煙等を排出し、または発生させている者に対し、汚水、ばい煙等の処理その他公害の除去のため必要な措置を講ずるべきことを求めることができる。

第4章 雑則

(報告および検査等)

第52条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、関係者に対して、報告を求め、またはその職員を必要な場所に立ち入らせ、調査もしくは検査させることができる。

2 前項の規定により立入調査または立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(測定義務等)

第53条 特定施設またはばい煙発生施設を設置している者は、規則で定めるところにより、当該施設に係る工場等から排出される水もしくは特定地下浸透水またはばい煙の状態を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

(身分証明書の様式)

第30条 条例第52条第2項に規定する証明書は、身分証明書(別記様式第23号)とする。

(測定の義務等)

第31条 条例第53条の規定による工場等から排出される水または特定地下浸透水の状態の測定は、次に定めるところによる。

(1) 排出水の汚染状態の測定は、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項のうち、別記様式第6号別紙第5により届け出たものについては1年に1回以上(旅館業(温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定する温泉をいう。))を利用するものに限る。))に属する特定事業場に係る排出水の汚染状態の測定のうち、砒素およびその化合物、ほう素およびその化合物ならびに^ひ弗素およびその化合物ならびに水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量およびクロム含有量に係るものについては、3年に1回以上)、その他のものについては必要に応じて行うこと。

(2) 前号の測定は、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)に定める方法および別表第12に掲げる測定方法により行うこと。

(3) 排出水の量の測定は、工場等の排水口において、日本工業規格K0094の8に定める測定方法により1年に1回以上行うこと。ただし、排水口

において測定することが困難な場合は、使用する水量から測定することができる。

(4) 特定地下浸透水の汚染状態の測定は、有害物質のうち別記様式第6号別紙9により届け出たものについては1年に1回以上、その他のものについては必要に応じて行うこと。

(5) 前号の測定は、水質汚濁防止法施行規則第六条の二の規定に基づく環境大臣が定める検定方法に定める方法により行うこと。

(6) 測定のための試料は、測定しようとする排出水または特定地下浸透水の汚染状態が最も悪いと推定される時期および時刻に採取すること。

2 条例第53条の規定によるばい煙の状態の測定は、次に定めるところによる。

(1) いろいろ酸化物に係るばい煙量の測定は、ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出されるばい煙量が、温度が零度であつて、圧力が1気圧の状態に換算して毎時10立方メートル以上のばい煙発生施設について、別表第8の1の備考に掲げるいろいろ酸化物に係るばい煙量の測定法により、2月を超えない作業期間ごとに1回以上行うこと。

(2) ばいじんに係るばい煙濃度の測定は、別表第8の2の備考に掲げる測定法により、2月を超えない作業期間ごとに1回以上（ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出ガス量が毎時4万立方メートル未満のばい煙発生施設に係る測定については、年2回以上（1年間につき継続して休止する期間（前年から引き続き休止し、かつ、その期間のうち前年に属する期間が6月未満である場合は、当該前年に属する期間を含む。）が6月以上のばい煙発生施設に係る測定については、年1回以上））行うこと。

(3) 有害物質および第7条に規定する物質に係るばい煙濃度の測定は、別表第8の3の備考に掲げる測定法により、2月を超えない作業期間ごとに1回以上（ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排

出される排出ガス量が毎時4万立方メートル未満のばい煙発生施設に係る測定については、年2回以上（1年間つき継続して休止する期間（前年から引き続き休止し、かつ、その期間のうち前年に属する期間が6月未満である場合は、当該前年に属する期間を含む。）が6月以上のばい煙発生施設に係る測定については、年1回以上））行うこと。

3 条例第53条の規定による結果の記録は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 水質に係るものにあつては、水質測定記録表（別記様式第24号）により、大気に係るものにあつては、ばい煙量等測定記録表（別記様式第25号）により記録すること。ただし、計量法（平成4年法律第51号）第107条の登録を受けた者からこれらの測定記録表に記載すべき事項について証明する旨を記載した同法第110条の2の証明書の交付を受けた場合（同法第107条ただし書に定める者から当該証明書に相当する書面の交付を受けた場合を含む。）または水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第2号）第9条第8号の水質測定記録表もしくは大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）第15条第2項第1号のばい煙量等測定記録表の記録をした場合にあつては、当該記載すべき事項または当該記録に係る事項についてこれらの測定記録表への記載を省略することができる。

(2) 前号の測定の結果の記録は、当該測定に伴い作成したチャートその他の資料または前号ただし書に定める証明書（計量法第107条ただし書に定める者から交付を受けた当該証明書に相当する書面を含む。）とともに3年間保存すること。

（有害物質使用特定施設等の点検事項および回数）

2 排水を排出する者は、当該公共用水域の水質の汚濁の状況を考慮して、当該特定事業場の排水口の位置その他の排水の排出の方法を適切にしなければならぬ。

3 有害物質使用特定施設を設置している者または有害物質貯蔵指定施設を第31条の2 条例第53条第3項の規定による有害物質使用特定施設もしくは

設置している者は、当該有害物質使用特定施設または有害物質貯蔵指定施設について、規則で定めるところにより、定期的に点検し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

有害物質貯蔵指定施設の構造または当該施設の設備に関する点検は、別表第13の左欄に掲げる有害物質使用特定施設もしくは有害物質貯蔵指定施設の構造または当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の右欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、第18条の3第2号、第18条の4第2号ウ、第18条の5第2号、第18条の6第2号に適合する場合は、講じられている措置に応じ、適切な事項および回数で行うものとする。

2 条例第53条第3項の規定による使用の方法に関する点検は、第18条の7第2号に規定する管理要領からの逸脱の有無およびこれに伴う有害物質を含む水の飛散、流出または地下への浸透の有無について、1年に1回以上点検を行うものとする。

3 条例第53条第3項の規定による点検により、有害物質使用特定施設または有害物質貯蔵指定施設に係る異常もしくは有害物質を含む水の漏えい等（以下「異常等」という。）が認められた場合には、直ちに補修その他の必要な措置を講ずるものとする。

（有害物質使用特定施設等の点検結果の記録および保存）

第31条の3 条例第53条第3項の規定による結果の記録においては、次に掲げる事項を記録しなければならない。

（1） 点検を行つた有害物質使用特定施設または有害物質貯蔵指定施設

（2） 点検年月日

（3） 点検の方法および結果

（4） 点検を実施した者および点検実施責任者の氏名

（5） 点検の結果に基づいて補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容

2 前項の結果の記録は、点検の日から3年間保存しなければならない。

3 条例第53条第3項の規定による点検によらず、有害物質使用特定施設または有害物質貯蔵指定施設に係る異常等が確認された場合には、次に掲げる事項を記録し、これを3年間保存するよう努めるものとする。

（1） 異常等が確認された有害物質使用特定施設または有害物質貯蔵指定

(水質の汚濁の拡散の防止への配慮)

第53条の2 知事は、水質汚濁防止法第17条の規定に基づき地下水の水質の汚濁の状況を公表する場合には、当該水質の汚濁が生じていると認められる地域および当該地域における地下水の流れに関する情報を併せて公表するものとする。

2 前項の地域において土壌の採取その他の土地の形質の変更をしようとする者は、同項の情報に留意して、当該土地の形質の変更により当該水質の汚濁が拡散しないよう配慮しなければならない。

(委任)

第54条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第55条 削除

第56条 第24条、第29条第1項、第29条の2第1項、第29条の3第1項、第29条の7第1項もしくは第2項、第33条、第36条第1項または第49条第3項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処する。

第57条 削除

施設

(2) 異常等を確認した年月日

(3) 異常等の内容

(4) 異常等を確認した者の氏名

(5) 補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容

(申請書等の提出部数)

第32条 条例またはこの規則の規定による申請および届出は、それぞれ申請書および届出書の正本にその写し1通を添えてしなければならない。

(受理書の交付)

第33条 知事は、条例第21条、第23条、第30条、第31条または第32条の規定による届出を受理したときは、受理書 (別記様式第26号) を当該届出をした者に交付するものとする。

第58条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

(1) 第28条第1項または第35条第1項の規定に違反した者

(2) 第29条の6第3項または第37条の2第3項の規定による命令に違反した者

2 過失により前項第1号の罪を犯した者は、3月以下の禁錮または30万円以下の罰金に処する。

第59条 削除

第60条 次の各号のいずれかに該当する者は、3月以下の懲役または30万円以下の罰金に処する。

(1) 第21条、第23条、第30条または第32条の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者

(2) 第48条の規定による警告に従わず違反行為をした者

第61条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第22条、または第31条の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者

(2) 第25条第1項もしくは第2項または第34条第1項の規定に違反した者

(3) 第52条第1項の規定による報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、または同項の規定による調査もしくは検査を拒み、妨げ、もしくは忌避した者

(4) 第53条第1項または第3項の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、または記録を保存しなかった者

第62条および第63条 削除

第64条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関し第56条、第58条、第60条および第61条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対して各本条の罰金刑を科する。

第65条 第26条または第27条第3項（これらの規定を第37条において準用す

る場合を含む。)の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者は、
10万円以下の過料に処する。

別表第1 削除

別表第2 削除

別記

様式第1号から様式第5号まで 削除

様式第6号 (第15条関係)

様式第7号 削除

様式第8号 (第17条、第22条関係)

様式第9号 (第17条関係)

様式第10号 (第18条、第23条関係)

様式第11号 (第20条関係)

様式第12号および様式第13号 削除

様式第14号 (第22条関係)

様式第15号 (第29条の2、第29条の7関係)

様式第16号 (第29条の4関係)

様式第17号 (第29条の4関係)

様式第18号 (第29条の4関係)

様式第19号 (第29条の10関係)

様式第20号から様式第22号まで 削除

様式第23号 (第30条関係)

様式第24号 (第31条関係)

様式第25号 (第31条関係)

様式第26号 (第33条関係)

様式第27号 (第33条関係)

付 則（平成24年条例第36号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年6月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の滋賀県公害防止条例（以下「旧公害防止条例」という。）第21条第1項の規定によりされている届出は、第1条の規定による改正後の滋賀県公害防止条例（以下「新公害防止条例」という。）第21条第1項の規定によりされた届出とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に工場もしくは事業場において新公害防止条例第2条第6項に規定する有害物質使用特定施設（以下「有害物質使用特定施設」という。）を設置している者（新公害防止条例第21条第1項または第2項の規定に該当する場合を除き、設置の工事をしている者を含む。）または工場もしくは事業場において新公害防止条例第21条第3項に規定する有害物質貯蔵指定施設（以下「有害物質貯蔵指定施設」という。）を設置している者（設置の工事をしている者を含む。第7項において同じ。）は、この条例の施行の日から30日以内に、規則で定めるところにより、新公害防止条例第21条第3項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。
- 4 前項の規定による届出をした者は、新公害防止条例第22条の規定による届出をした者とみなす。
- 5 第3項の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金に処する。
- 6 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人または人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対して同項の刑を科する。
- 7 この条例の施行の際現に有害物質使用特定施設を設置している者（新公害防止条例第21条第2項の規定に該当する場合を除き、設置の工事をしている者を含む。）および有害物質貯蔵指定施設を設置している者については、この条例の施行の日から起算して3年を経過する日までの間は、新公

付 則（平成24年規則第47号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年6月1日から施行する。

害防止条例第24条第2項、第28条の3および第29条の3の規定は、適用しない。

8 前項の規定に該当する者に対する新公害防止条例第29条の3第2項の規定の適用については、同項中「第28条の3の基準の適用」とあるのは、「第28条の3の基準の適用（滋賀県公害防止条例および滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例の一部を改正する条例（平成24年条例第36号）の施行の日から起算して3年を経過することにより同条の規定が適用されることとなつた場合を除く。以下この項において同じ。）」とする。

9 この条例の施行前に旧公害防止条例第29条の3第1項の規定によりした命令については、なお従前の例による。

10 この条例の施行前に旧公害防止条例第29条の6第2項の規定によりした命令は、新公害防止条例第29条の6第3項の規定によりした命令とみなす。

11 この条例の施行前に旧公害防止条例第29条の10第1項の規定によりされた勧告は、新公害防止条例第29条の10第1項の規定によりされた勧告とみなす。

12 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

13 前各項に定めるもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に設置されている滋賀県公害防止条例および滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例の一部を改正する条例（平成24年滋賀県条例第36号。以下「改正条例」という。）第1条の規定による改正後の滋賀県公害防止条例（以下「改正条例」という。）第1条の規定による改正後の滋賀県公害防止条例（以下「新公害防止条例」という。）第2条第6項に規定する有害物質使用特定施設（以下「有害物質使用特定施設」という。）または新公害防止条例第21条第3項に規定する有害物質貯蔵指定施設（以下「有害物質貯蔵指定施設」という。）（設置の工事がされて

いるものを含む。)のうち第1条の規定による改正後の滋賀県公害防止条例施行規則(以下「新公害防止条例規則」という。)第18条の2から第18条の7までに規定する基準に適合しない部分がある場合には、当該施設のうち当該基準に適合しない部分については、新公害防止条例規則第18条の2から第18条の7までの規定は、付則第3項に定める基準に適合する場合を除き、当該規定は、平成27年5月31日までは適用しない。

3 新公害防止条例規則第18条の3に規定する施設本体(同条第2項の規定により施設本体とみなされるものを含み、この規則の施行の際現に存するものに限る。以下「施設本体」という。)が設置されている床面および周囲のうち同条に定める基準に適合しないものに係る基準については、同条の規定は、当該床面および周囲が次の各号のいずれかに適合している場合に限り、適用しない。

(1) 次のいずれにも適合すること。

ア 施設本体が床面に接して設置され、かつ、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面が新公害防止条例規則第18条の3第1号アの基準に適合しない場合であって、施設本体の下部以外の床面および周囲について新公害防止条例規則第18条の3に規定する基準に適合すること。

イ 施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等(新公害防止条例規則第18条の4に規定する漏えい等をいう。以下同じ。)を確認するため、漏えい等を検知するための装置の適切な配置またはこれと同等以上の措置が講じられていること。

(2) 施設本体が、有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるよう床面から離して設置され、かつ、施設本体の下部の床面が新公害防止条例規則第18条の3第1号アの基準に適合しない場合であって、施設本体の下部以外の床面および周囲について新公害防止条例規則同条に規定する基準に適合すること。

4 前項の場合において、新公害防止条例第53条第3項の規定による点検は、新公害防止条例規則別表第13の1の項から3の項までの規定にかかわら

ず、次の表の左欄に掲げる有害物質使用特定施設もしくは有害物質貯蔵指定施設の構造または当該施設の構造または当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の右欄に掲げる回数で行うものとする。**（表省略）**

5 有害物質使用特定施設または有害物質貯蔵指定施設に接続している新公害防止条例規則第18条の4に規定する配管等（この規則の施行の際現に存するものに限る。以下「配管等」という。）のうち同条に定める基準に適合しないものに係る基準については、同条の規定は、当該配管等が次の各号のいずれかに適合している場合に限り、適用しない。

(1) 配管等を地上に設置する場合は、有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるように設置されていること。

(2) 配管等を地下に設置する場合は、有害物質を含む水の漏えい等を確認するため、次のいずれかに適合すること。

ア トレンチの中に設置されていること。

イ 配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置または配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。

ウ アまたはイと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

6 前項の場合において、新公害防止条例第53条第3項の規定による点検は、新公害防止条例規則別表第13の4の項から6の項までの規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる有害物質使用特定施設もしくは有害物質貯蔵指定施設の構造または当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の右欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、前項第2号ウに適合する場合は、講じられた措置に応じ、適切な事項および回数で行うものとする。**（表省略）**

7 有害物質使用特定施設または有害物質貯蔵指定施設に接続している新公害防止条例第18条の5に規定する排水溝等（この規則の施行の際現に存するものに限る。）のうち同条に定める基準に適合しないものに係る基準に

については、同条の規定は、当該排水溝等が次の各号のいずれかに適合している場合に限り、適用しない。

(1) 排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置または排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられていること。

(2) 前号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

8 前項の場合において、新公害防止条例第53条第3項の規定による点検は、新公害防止条例規則別表第13の7の項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる有害物質使用特定施設もしくは有害物質貯蔵指定施設の構造または当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の右欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、前項第2号に適合する場合は、講じられた措置に応じ、適切な事項および回数で行うものとする。 **(表省略)**

9 新公害防止条例規則第18条の6に規定する地下貯蔵施設（この規則の施行の際現に存するものに限る。）のうち同条に定める基準に適合しないものに係る基準については、同条の規定は、当該地下貯蔵施設が次の各号のいずれかに適合している場合に限り、適用しない。

(1) 次のいずれにも適合すること。

ア 新公害防止条例規則第18条の6第1号ウに適合すること。

イ 地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置または地下貯蔵施設における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。

(2) 次のいずれにも適合すること。

ア 新公害防止条例規則第18条の6第1号ウに適合すること。

イ 有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、内部にコーティングがおこなわれていること。

(3) 前2号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

- 10 前項の場合において、新公害防止条例第53条第3項の規定による点検は、新公害防止条例規則別表第13の8の項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる有害物質使用特定施設もしくは有害物質貯蔵指定施設の構造または当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の右欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、前項第3号に適合する場合は、講じられた措置に応じ、適切な事項および回数で行うものとする。（表省略）
- 11 付則第3項から前項までの規定は、この規則の施行の日以後に新公害防止条例第22条の規定による届出がされた有害物質使用特定施設または有害物質貯蔵指定施設について準用する。
- 12 付則第2項に規定する施設のうち新公害防止条例規則第18条の3から第18条の6までの基準ならびに付則第3項、第5項、第7項および第9項の基準に適合しないものに係る新公害防止条例第53条第3項の規定による有害物質使用特定施設もしくは有害物質貯蔵指定施設の構造または当該施設の設備の点検については、この規則の施行の日から平成27年5月31日までの間は、新公害防止条例規則別表第13の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる有害物質使用特定施設もしくは有害物質貯蔵指定施設の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の右欄に掲げる回数で行うものとする。（表省略）
- 13 付則第2項に規定する施設のうち、新公害防止条例規則第18条の7第2号に定める管理要領が定められていないものに限る新公害防止条例第53条第3項の規定による使用の方法に係る点検については、この規則の施行の日から平成27年5月31日までの間は、新公害防止条例規則第31条の2第2項中「第18条の7第1項第2号に規定する管理要領からの逸脱の有無およびこれ」とあるのは「有害物質使用特定施設または有害物質使用特定施設または有害物質貯蔵指定施設に係る作業」とする。
- 14 改正条例付則第3項の規定による届出は、新公害防止条例規則別記様式第6の例による届出書を提出して行うものとする。
- 15 この規則の施行の際現に交付されている第1条の規定による改正前の滋

賀県公害防止条例施行規則別記様式第23号による証明書は、その有効期間内においては、新公害防止条例規則別記様式第23号による証明書とみなす。

16 この規則の施行の際現にある改正前の関係規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。